

財政再建推進プログラム改定に向けた 基本方針

宮 城 県

平成 1 7 年 8 月

財政再建推進プログラム改定に向けた基本方針

趣 旨

「財政の中期見通し」(平成17年3月公表)では、平成18年度から平成21年度までの4カ年に約2,000億円の財源不足額が見込まれるなど、本県財政は危機的な状況に直面しています。「準用財政再建団体」への転落は、県政運営全般が実質的に国の管理下に置かれ、自主的な財政運営が困難となる結果、行政サービスの低下は避けられないことから絶対に回避しなければなりません。

さらに、今後ますます多様な行政需要や義務的経費(人件費、公債費、扶助費等)が増加していく一方、県税、地方交付税等の一般財源の大幅な伸びが見込めない状況を考慮すると、この危機的な状況は一過性のものとはいえないことから、県としては将来にわたって安定的な財政運営が維持・確保される財政構造をできるだけ早期に構築するため、本年度「財政再建推進プログラム」を改定し、この財政危機の克服に取り組みます。

この「考え方」は、今後同プログラム改訂に向けた取組みを全庁的に推進するに当たっての指針としてとりまとめたものであり、今後プログラムのたたき台を策定するに際しての前提となるものです。

今後解消しなければならない財源不足額は単年度で約500億円もの額に上ることから、財政危機突破に向けた取組みを検討するにあたっては、まず、直面する準用財政再建団体転落への危機を回避するため、地方債の有効活用や公債費の平準化、県有財産の有効活用等を最大限進めます。

さらに、県の組織体制・内部管理経費を中心に職員定数や事務事業の全庁的な見直しを徹底的に行った上、将来にわたる公債費負担の増大を避けるため、公共投資の重点化や進捗調整等により県債の新規発行を抑制します。

その上でどうしても解消困難な財源不足については、個別事業の見直しや、補助金・負担金の見直し等、県民の皆さんに痛みを伴う歳出の見直しにより解消せざるを得ないことも想定されますが、今これらの厳しい取組みを進めていくことにより、結果的には安定的な県民サービスを将来にわたって維持・向上に資することにつながるものであり、今後より積極的な情報提供を行った上で、県を挙げて全力で取り組みます。

取組みの具体的な内容

これまでの全庁的な検討の結果、現時点における財政再建推進プログラムの改定に向けた具体的な取組内容は、以下のとおりです。

今後はこれらの項目についてより詳細な検討を行い、プログラム（素案）策定に向け財源不足解消の見込みについて精査するとともに、検討の各過程において必要に応じて項目を追加します。

1 歳入確保対策

（１） 県債の活用

公債費の増大を招く県債発行の拡大は回避すべきではありませんが、現在、本県財政は危機的な状況下にあることから、当面は、「財政健全化債」や「退職手当債」などの発行により財源不足への対応を講じます。

（２） 各種基金の活用

厳しい財政状況を踏まえ、現在各種基金に積み立てられている資金については、その用途や目的に見合った事業の推進のための財源として積極的に活用します。

（３） 県税滞納整理の強化や県有資産の有効活用等による収入の確保

県税滞納整理方策の強化や納税のための利便性の向上による県税収入の確保を図ります。また、県有財産のうち、未利用財産については売却・貸付をさらに促進するほか、特別会計内の資金について、当該会計の収支状況に配慮しつつ有効活用を図ります。

2 歳出抑制対策

（１） 行政のスリム化の推進

職員数の削減による人件費総額の抑制

厳しい財政状況を踏まえ、事務事業の見直し・削減等による事務の効率化や職員構造の推移、組織機構の簡素合理化等による職員の削減により人件費総額を抑制します。

内部管理経費の削減

歳出の抑制が県民へ与える影響を可能な限り最小限に止め、県民の理解と協力を得るために、これまで取り組んできた以上の内部努力を徹底し、最小のコストで最大の行政効果が発揮できるよう内部的な事務管理等の経費について更

に一層の節減を進めます。

指定管理者制度の活用

施設の維持管理経費については、県有施設の管理に民間事業者のノウハウを活用して、住民サービスの向上と経費の節減、施設の効率的かつ有効活用を図る「指定管理者制度」を導入するなど、コスト意識を持った管理体制に努めます。

(2) 事務事業の見直し

事務事業の見直しに当たっては、「聖域なき歳出の見直し」の観点から、これまでの取組に加え、更に一段の見直しを行います。また、税収や地方財政措置状況に対応するため、毎年度更に縮減するなど、弾力的財政運営が可能な歳出構造への転換を図ります。

見直しに当たっては、「あれかこれか」といった政策選択の判断を行うこととなりますが、その際は、納税者の視点や政策の緊急度・重要度を踏まえた判断を徹底して行います。

(3) 公債費の平準化

金利動向を勘案した多様な県債発行により金利負担の軽減を図るとともに、借換債の活用や償還方式を見直し公債費の平準化に努めます。

(4) 将来的な財政負担の縮減

県債発行総額（財源対策に係るものを除く）の抑制

県債の新規発行額を抑制し、県債残高が累増しない財政体質への改善を目指します。

公共事業のキャップ制の継続

公共事業については、平成11年度以降継続しているキャップ制を今後も継続します。

公共事業のキャップ制については、国の公共事業費の見直しの動向を踏まえた水準の確保を図ることを基本とし、現在の県財政の悪化の要因の一つでもある公債費の増大を再び招かないという視点から重点化を進めます。

(5) その他

公社等外郭団体の改革

公の施設の管理を受託している団体等については、指定管理者導入に伴う競争原理の中で、県からの補助金等に頼らない団体運営が可能となるよう財務体質の改善を図ります。

県民サービス維持のための各種手法の活用

実質的な県民サービス水準を維持するため、予算規模にかかわらず、県の信用力、調整力、人材力、そして非予算的手法なども含めて、あらゆる手法の活用を図ります。

県の役割の再構築と民間活力の活用

国、市町村との役割分担、民間へのアウトソーシング、NPO、地域の多様な主体との連携と協働を図り、「地域の底力」を活かした行政を展開します。

地方税財政制度改革に向けた取組

本県のおかれている危機的な財政状況からの脱却は、本県独自の改革努力だけでは限界があることから、現在議論されている三位一体改革が真の意味の「地方財政自立改革」となるよう国に対して求めていきます。

- (1) 真の地方財政自立改革の実現に向けた大幅な税源移譲の実施及び地方一般財源総額の確保
- (2) 国直轄事業負担金の廃止・縮減

計画期間

次期「行政改革推進計画」の推進期間や今後の状況変化も考慮し、平成18年度から平成21年度までの4年間とします。

[取組による目標額]

		合 計
要 調 整 額		2 , 0 3 9 億円
取 組 内 容	歳入確保対策	1 , 1 0 0 億円
	県債の活用	8 5 0 億円
	各種基金の活用	1 0 0 億円
	県税滞納整理の強化や県有資産 の有効活用等による収入の確保	1 5 0 億円
	歳出抑制対策	9 5 0 億円
	行政のスリム化の推 進	2 0 0 億円
	事務事業の見直し	3 0 0 億円
	公債費の平準化	4 5 0 億円
	計	2 , 0 5 0 億円